

令和6年度 新規(拡充含む)事業予定

こども家庭・保健センター

事業名	事業要旨
産後ケア事業【拡充】	<p>母子保健法の改正により産後ケア事業が市町村の努力規定となつたことに伴い、本市における産後ケア事業をより利用しやすいものとするため、制度の見直しを行うもの。</p> <p>◆実施内容</p> <p>対象要件を「育児不安のある産婦」から「産後ケアを必要とする産婦」に拡大するとともに、対象児を生後4か月以内から1歳以内に拡大。また、宿泊型、通所型に加え、自宅への訪問型を新設するとともに、自己負担額を軽減する。</p>
不妊治療ペア検査助成事業【新規】	<p>不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため、不妊の検査に要する費用のうち 医療保険が適用されない不妊治療に要した費用の7割を助成するもの。</p> <p>◆実施内容</p> <p><対象者></p> <p>以下の要件を全て満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の夫婦（事実婚を含む） ・初診日における妻の年齢が43歳未満 ・夫婦そろって受診した者 (やむを得ず夫婦別で受診した場合、妻と夫の受診日の間隔が3か月以内の場合は可。) <p>※所得制限なし。</p>
低所得者の妊婦に対する初回産科受診料助成事業【新規】	<p>低所得の妊婦の経済的な負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援に繋げるため、1万円を上限として、初回産科受診料を助成するもの。</p> <p>◆実施内容</p> <p><対象者></p> <p>住民税非課税世帯又は同等の水準にある妊婦。 ただし、以下の要件を全て満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所得判定のために、世帯の課税状況を確認することに同意すること。 ②妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて、支援に必要な情報を共有することに同意すること。
新型コロナワクチン接種	新型コロナウイルス感染症拡大防止の一定の役割を終えたとの国の判断から、令和6年3月末で全額国費の「特例臨時接種」を終了する。令和6年度以降は、個人の重症化予防により重症者を減らすこと目的とし、同感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、「定期接種」としてワクチン接種事業を実施する。

資料 3

	<p>◆実施内容 65 歳以上の高齢者及び、一定の基礎疾患有する 60 歳から 64 歳までの方（高齢者インフルエンザの接種対象者と同様）とし、年 1 回秋冬にその年のウイルス株に対応するワクチンの接種を行う。</p>
--	---